

第 1 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。



令和 3 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年1月12日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和2年12月7日 午後3時50分頃
2. 事故発生場所 熊取町大字久保2983番地の1 熊取町環境センター内
3. 相手方 熊取町   

4. 事故の概要 環境センターへ持ち込まれたごみ（タンス）を当該センター職員が相手方所有の車両から降ろす際、養生を行わずに降ろしたため、車両バンパーに傷をつける損害を与えたもの。
5. 損害賠償額 16,016円